

平成25年度第1回島根県総合教育審議会

日時：平成25年8月26日（月）

14：30～17：00

場所：ホテル宍道湖 2階 鳳凰の間

<会長>

それではよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、情報の公開のことについて確認をさせていただきたいと思います。この会議は、島根県情報公開条例の第34条に基づいて、公開ということにしておりますので、よろしくお願いいたします。

本日、傍聴の方はおられないですね。

そうしましたら、お手元の次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

議題はその他も含めまして（1）から（3）までの3つです。早速（1）の議題です。

平成20年度から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条ということで、教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会へ提出をして公表するということになっています。点検・評価の実施につきましても、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するというふうになっておりますが、そのためにこの審議会で意見を求められているということです。

資料の1と2につきまして、まず事務局のほうから御説明をいただいて、そして議論を進めていきたいと思います。

それでは、事務局のほうから資料の1と2をお願いいたします。

<事務局> （配付資料により説明）

<会長>

ありがとうございました。2つの資料について御説明いただきましたが、どこからでも御質問、あるいは御意見等ありましたらということで、よろしくお願いいたします。島根県の実情について、数字を挙げながら御説明いただいたところがほとんどですので、その点について御質問、いかがでございましょうか。どなたからでも。

<委員>

この資料2のほうの9ページの一番下、囲みがあるところで、特別支援学級の障がい種別では、自閉症、情緒障がいの学級数及び児童生徒数、知的障がいの生徒さんの増加が大きいという、先ほどのこの数字の中でも確かにそういう数字になってるんですけども、この辺の数字の増え方の要因というか、そういうのはどういうふうに捉えておられるんでしょうか。

<事務局>

障がいのある子どもの増加のことをございますけれども、まず、文科省のほうもこれだというような明確な基準は持ってはおられません。ただ、私どもも国のほうもそうは言い

ながらも考えておるわけでございますけれども、自閉症とか情緒障がいあるいは知的障がいの子どもが増えている要因でございますけれども、まずは平成19年に特別支援教育に制度が大きく変わったことがございますけれども、そういったことを鑑みて、発達障がいに対する知識というものが社会的にも大きく普及し、そしてその需要が拡大したということがあります。さらには、発達障がいの知識の普及によりまして、通常の学級にいらっしゃる先生方が発達障がいに対する関心を持つようになりまして、その状態を正確に把握する力の向上が先生方にも見られてきたということが考えられます。さらに、今度は保護者のほうにも我が子の障がいということ、あるいは困難性ということに対する理解等も高まりまして、特別支援学級とか特別支援学校に在籍を希望する保護者が増加をしてきたということもございます。以上です。

<会長>

委員さん、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

委員さん、お願いします。

<委員>

お尋ねします。資料2の2ページのところになるんですけれども、幼稚園、保育所に在籍する子どもの数っていうのが、ここ10年で保育所の子どもの数がずっと増えているということで、幼保連携の必要性があるだろうというふうなことをおっしゃられたんですけども、その際に、家庭の教育力が低下しているからだとは言われなかったんですけど、おじいさんとかおばあさんとの同居が減ってというふうなことをちらっとおっしゃられました。しかし、家庭の教育力の問題に還元してはいけないかもしれない。そうではなく、社会全体で子育てをしていこうという立場に立てば、保育所を若干増やすとかいう方向性ということは県としてはどう考えていらっしゃるかという問題と、あともう1点ですけど、幼保連携の取り組みの現状について、ごく簡単でも結構なので、ちょっと教えていただければありがたいなと。

<事務局>

では、最初、保育所の関係ですけども、確かに今の社会の流れとして、社会全体で子どもたちを育てていくということが大きな流れとしてあるわけですし、当然保育所の待機児童の数を減らしたりということは、島根県に限らず全国の自治体で大きな課題になっていると思います。ですから、家庭に頼らず社会全体で育てていく環境を整えていくことが大事だというふうに考えてますし、こういう連携の必要性が出てきたものですから、おくれればせながらではありますけども、ここ数年のところではありますが、県の中でも健康福祉部という保育所を管轄する部局と教育委員会の間で定期的に意見交換会、あるいは協議会というのを開きまして、例えば保育の立場、あるいは未就学児を対象としたいろいろな健康診断から始まって、いろんなことがあるわけですけども、そういうようなところと教育部門との連携、発達障がいであるとか、そういうのを健診でどういうふうにあらかじめ把握しながら早い段階から対応していくのかということも含めて、県全体として関係部局が連

携してやっていくということで、今、対応をしているというところでございます。

<会長>

今の話はそれでよろしかったですか。2つ御質問されましたが。

<委員>

2つともお答えいただきました。

<会長>

わかりました。

委員さん。

<委員>

資料2の18ページのいじめ、不登校の状況ですが、いじめの認知件数で、小、中、高、特別支援学校で全てを合計してありますが、小、中、高、特別支援学校での別でいったときに、特徴的なことがあるのかどうか。同じように、不登校児童生徒も小、中で一緒にしてありますが、小学校、中学校でどういう状況なのかということのを少し詳しく御説明いただけたらと思います。

<事務局>

まず、いじめの認知件数につきましてですが、23年度までのデータが上がっております。24年度につきましては、まだ、今、文科省のほうが集計をしているところでして、もうしばらく確定値ということについては待っていただけるといいかなというふうに思っておりますが、初めに、24年度は、いわゆる大津の事件を受けまして、緊急調査等も行われておりまして、かなり23年度に比べますと数値的には上がっているというふうに受けとめておいていただけるといいかなというふうに思っております。

ですが、今、話のありました小、中、高、特別支援ということの割合というか、大体ですが、23年度につきましては、ほぼ小、中が同じぐらいの認知件数になっております。高校についてはそれよりも約半分以下ぐらいのところ、特別支援学校については若干といったような受けとめでよろしいかなというふうに思っております。

ですが、緊急調査のところでは、小学校のほうで、全体で緊急調査の段階では170件の小、中のいじめの認知件数がありまして、そのうち小学校のほうで110件、それから中学校のほうで60件といったような状況で、まだ24年度の全体数についてはもうしばらくお待ちいただけるといいかなというふうに思っております。

それから、不登校につきましてですが、これは小、中の合計数になっておりまして、割合的には圧倒的に中学校のほうが多いという状況でございます。23年度については全体で800人の不登校児童数がありましたが、その内訳としては、小学校のほうで189、中学校のほうで611といったような現状で、大体他の年度についても、ちょっと23年度がかなり多うございまして、22年、23年については若干中学校のほうは数は減っておりますけど、割合的には大体同じような状況を示しておるということでございます。

<委員>

落としましたけども、これは不登校は小、中ですけども、高校は不登校という扱いにはしない数になっているということですか。中退ということになるんですか。

<事務局>

長期欠席者というような扱いで、文科省のほうの報告では上がっております。

<委員>

それはおおよそどれぐらいの数なんでしょうか。

<事務局>

23年度については、全日制、定時制合わせまして300ちょっとぐらい、319という数字が23年度確定値では出ております。

<会長>

お願いいたします。委員さん。

<委員>

済みません。今の18ページなんですけど、このいじめに関してなんですけど、いじめが起きてからいろいろ対応をするというのはもう当たり前なんですけど、それを防ぐ、事前に起きないようにするためのいろんなやっばり教育はされているとは思いますが、人権教育であり、いろいろなことをされていると思うんですけど、各市町村で何かこう具体的なそういう教育をされているところがありますか。

<事務局>

市町村で具体的にというところはあれなんですけど、一応県の施策としまして、今年度新たにですが、これまでは学級づくりとか学力といった部分でアンケートQ-Uを、例えば昨年度は出雲一中校区と浜田一中校区を指定モデル地域にして、そこで年3回、アンケートQ-Uを行っておったんです。それを一応いじめ防止とか不登校未然防止というような視点で取り組んでおったんですけど、今年度からは、一応小学校の1年生から高校2年生までは、公立学校につきましては市町村の御協力を得て、一応県としては2回実施を市町村ごとでされるところについては、その半額分を支援するといったような施策をしております。それから、県立学校につきましては、2回とも県の負担でアンケートQ-Uのほうを実施をして、子どもの学級内でのいろんな状況であったりとか、感じていることであったりとか、そういったことを未然に状況を把握して、学級経営の中でそういった形にならないような学級づくりをしていくといったような取り組みをまず今年度から新たに行っております。

それから、スクールカウンセラーさんのほうも、配置のほうも拡充をしてくれておまして、今、県内の中学校全部と高校、県立学校については配置をしております。それから小

学校については80校ですけれど、配置をさせていただいております、そういったところで未然防止とか早期発見といったようなことで取り組んでおります。

それで、アンケートQ-Uにつきましてですが、これは簡単な質問紙を子どもたちに配りまして、学級の中でどんな今自分が状況にあるかとか、満足しているかとか、それからいろんな友達とのかかわりはどうかとか、そういったことを下学年、1、2、3年生用と、それから高学年というか4、5、6年生用と、それから中学生用と高校生用と、そういう質問紙がありまして、それを20分ぐらいで答えてもらって、それを分析をして、いろんな分析結果が出て、子どもが学級の状況に満足しているのかどうなのかということをはかるアンケートでございます。以上です。

<会長>

ほかにいかがでしょうか。

<委員>

この数字をデータ的に見ると、子どもたちは、学校の決まりは守る。地域の行事には参画する。近所の人に挨拶をする。あの辺は非常に全国よりは上回ってますよね。非常に表面上はいい子に見えるんですよね。だけども今度は寝る時間は小6も中3も非常に全国よりも夜更かしが多い。その一方で、勉強時間は少ない。中3に至っては非常に低い。じゃあ何をしているのかというと、テレビを見ているのか、ゲームをやっているのか、メールをやっているのか、何か自分の部屋にこもると途端に生活が乱れているというようなところが出て、それが集中力のなさとか、学力、体力、ひいては生活習慣が乱れますので、その辺で不登校というところに結びつくように、数字の上からは読み取れるんですけど、その辺の相関関係についてはどのようにお考えでございましょうか。そういう検討をなされたことはあるのかなと思ったり。

<事務局>

先ほど生活の習慣と学力の相関というふうなこともおっしゃったんですけども、毎年島根県の学力調査、それから全国学力・学習状況調査を行っておりますけれども、特に島根県の学力調査では、その生活習慣と学力の結果の相関についてデータを出しております。学力の上位層、A層、上位25%の層と、D層、下位の25%の層、その子どもたちの質問紙調査と比較しますと、やはり携帯電話をたくさん使用している子どもたちはD層に多いとか、そういうふうな結果は出ております。そのあたりはまたこれからも詳細に分析をしていかなければいけないと思いますけれども、そういうふうな結果はございます。

それで、今年の県の学力調査の結果を見ましても、携帯を使用する割合は増えております。携帯を使用する生徒に対してどのくらい使っているかというふうな質問についても、時間も増えております。中学校3年生であると携帯を持っている子の平均は83分ぐらいです。そういった家庭生活における時間の使い方等についても課題があるかなというふうに思っています。

それと、御質問の中に、学習習慣の状況ということで、15ページのほうに学校の授業時間以外に1日1時間以上勉強すると回答した児童生徒の割合というのが載っております

けれども、これは平日、それから学校の授業時間以外にというのは、これは全国の学力・学習状況調査においては塾等も含むという数字なんですけれども、ごらんいただきますように、中学校3年生、平成24年度、1時間以上勉強する割合が47.7%ということで、全国平均を大きく下回っています。平成19年度から若干上昇している傾向もあるんですけれども、全国を大きく下回っています。これは実は全国47都道府県中、断トツの最下位というふうな数字になっています。このあたりも大きく課題であるというふうに考えております。お答えになったかわかりませんが、以上です。

<会長>

ほかにいかがでしょうか。

委員さん、お願いします。

<委員>

3点ほど意見もあわせてお伺いします。まず、先ほど保幼連携という話がありましたが、実際人口グラフでゼロ歳から4歳までの範囲が今までの減少傾向より著しく落ちてきております。多分もうその状況は県教育庁でも把握されているとは思いますが、幼稚園や小学校も含めて、今の統廃合のペースだけではおぼつかないくらいの児童数激減という状況がもう10年先に迫ってきていると個人的に感じています。一方で、中学校の1校当たりの生徒数が、小学校のそれと比べて減っている数字になっていますが、これは中学生の登校通学距離には限界があって、もう中学校の統廃合には限界があるということの現れではないかなと感じているところです。したがって統廃合については特に公立幼稚園がこれから強く求められ、こうした人口減のあおりを食うと思われる公立幼稚園と私立保育所については、連携をさらに深めていかなければいけないし、それだけでなくやはり明確に今後どうするという「ビジョン」を県の方から市町村教育委員会に示さないといけない時代がもうすぐ目の前に来ているのではないかと感じています。この点についていかがでしょうか。「保幼連携」とかという横の連携だけではなくて、統廃合や子ども園などの新しい枠組みといった、さらに切り込んだ協議というのが必要になってきているのではないかなと思います。これが1点目です。

2点目は、このように少子化で児童生徒の数は減ってきていますが、逆に特別支援が必要な子どもたちの数というのが非常に増えてきているという現状があり、9ページなどに記載があるようにここを手厚くフォローしなければいけない訳ですが、この点に対する支援の考え方も県の方で明確に「ビジョン」として現わしていかなければなりません。例えば4歳児で事前検査を行うと早目に対応ができたりすることから、各市町村教委でも一時期実験的にその検査を取り組んだり、予算づけしたりしているような事例もありましたが、こういうことに対して、県が市町村にもっと積極的に支援していくというお考えが今後ないのかなと思います。こうした事前検査によって特別支援が必要な児童の数を極力減らすなり、フォローしてあげるだけでも、これはかなりその子自身のためにもなるし、教育現場を結果的に救うことにも繋がるので、こういうことに予算を使われてはいかがかなと感じたのが2点目です。

3点目は、説明資料で私も気になっていた、学習時間1時間以上の割合が全国で最下位

クラスという点ですが、おおむねもう皆さん方御承知の通り、学習時間の長さで成績というのは強い相関関係があります。高校受験を控える中学校の進路指導の先生は、必ず平日2時間以上、休日5時間以上やりなさいとかおっしゃっていますが、そうした取り組みは確実に生徒の実力向上といった効果に繋がっていると感じています。私は中学校の先生方によく、なぜもう少し家庭内学習時間を向上させる取り組みを中学校全体で強化されないのですかという話をしますが、なかなか学校によってばらつきがあったりして、それが今回のような現状、結果になっていると思います。例えば、福井県のように教職員が非常に熱心で、全県的に2時間以上学習させる取り組みを行っているところもありますが、そういった取り組みまで島根県はなかなか持っていけないのは何故なのか、学校単位で各校長先生方の方針の話なのか、各先生方のお考え次第なのか、それとも、県あるいは市町村教委の方で全県として学習時間に対しても方針や指針を出すことで改善していくことなのかどうか、という点を3点目の質問にさせて下さい。以上3点です。

<会長>

1点目の保幼連携については、平成24年8月に子ども・子育て3法が成立しています。平成27年4月にこの制度がスタートする予定ですので、平成26年の10月頃までに各県、そして市町村で子ども・子育て支援の新しい方針、需給関係についての計画を立てなさいということが言われております。

国の施策の主な柱の1つは、新たな「幼保連携型の認定こども園」の推進であり、そこにどのくらいの政策的誘導（インセンティブ）が行われるのか、そのためにどのような基準が設定されるのかなどが重要なポイントになりますが、現在はまだそのあたりが明確になっていない段階です。

今の委員さんの1つ目のご指摘は、こうした今まさに進展しつつある状況をふまえて、改めてこの場でも、議論していくことになるのではないかと思います。

2点目でございますけれども、2点目は、特別支援に対するビジョンということで、事務局のほうから。

<事務局>

乳幼児の相談等に関しましては、まず、県のほうで取り組んだ事業でございますけれども、特別支援学校が12校ございます。各エリアで。そして国のほうも地域の要請に応じてセンター的機能、つまり子どもたちの障がいに応じた相談体制を整えております。

そこで、各学校にいる特別支援教育コーディネーターという者、あるいは教育相談担当者という者がおりまして、それが幼稚園、保育所の相談に応じております。この数は年々増えております。ここは私どもも丁寧にかかわっていかうと思っておりますのでございます。

あわせて、市町村におきましては、3歳児、5歳児健診というのを取り組んでいるところでございます。例えばある市町村では、この5歳児健診、3歳児健診等に特別支援学校の教員と一緒に参加いたしまして、そこで検査等をやったり、親御さんの相談に乗るといった機会も持っております。例えば市町村の教材とか備品に関しましては、これは市町村のほうの予算というふうになりますので、それに県がどうのこうの言うわけにはまいりませ

んけれども、一応教育センターとか、あるいは特別支援学校にはそういった教材、あるいは発達検査等の検査器具も持っておりますので、そういったことを今活用しながら丁寧に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

<会長>

ありがとうございました。

そうしましたら、3点目、学習時間の改善というところに関して。

<事務局>

学習習慣の改善ということで、先ほどもお話ししましたように、特に中学生において、1時間以上家庭学習をする割合が非常に低いということで、全国、最下位と今申し上げましたけれども、実は平成19年度、全国の学力・学習状況調査が始まって以来、5年連続最下位というのが正確な言い方なんですけれども、これについてはさまざまな、各学校においては家庭学習の手引を作成されたりですとか、いろいろな取り組みがされています。県教委のほうでも各学校の家庭学習の手引等を県のポータルサイト、教員が見れるサイトのほうに掲載しまして、参考にしてくださいというふうな働きかけをしましたり、そういった対策を行ってきました。あるいは全国の調査の結果から、宿題を出すとか、あるいは家庭学習のやり方について教えると、そういった割合は全国を上回るぐらいやっております。ただ、全国を下回っているのが、家庭学習について保護者へ働きかけていますかということについては、全国を下回っているというふうな大体傾向がございます。県教委としても、平成18年度に各家庭向けのリーフレットを作成をして、配布をしたんですけれども、それ以来、そういったリーフレットのことは配布をしていません。

昨年度のそういう結果も受けまして、一つは、今年、もう今、各学校のほうに届けているんですけれども、ちょっとまたお配りしないといけないのですが、「学びのすすめ」という、こういったリーフレットを作成しまして、県内の各保護者の方、小学校、中学校全ての保護者の方に配布をする予定にしています。2学期のところでお手元のほうに、各家庭のほうに届けていただくように、そこで、ただ家で勉強しないといけないということだけではなくて、学ぶことの意義とか意味、キャリア教育等の視点を入れながら、そういったことについて考えてもらったり、島根県の学力の現状、あるいは家庭でとにかく考えていただきたいことを家庭生活5カ条ということでもとめて配布をいたす予定にしています。こういった取り組みですとか、昨年度から、家勉充実プロジェクトというのを始めまして、ちょっとこういうふうなリーフレットも今ホームページに掲載しているんですけれども、家庭学習と学校の授業がリンクをしていくと、全く学校の授業とは別のことをやるのではなくて、授業と家庭学習がうまくリンクしながら家庭学習が充実する。そしてそれに伴って授業も充実すると、そういった取り組みを昨年度からしています。今年度も10地域でこの家勉充実プロジェクトというふうなことを行ってまして、また、この成果を発信することによって、各家庭での子どもたちの学習習慣、特に中学生で自主的、計画的に学習できる子どもたちを育てていけたらなと考えております。以上です。

<会長>

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。
委員さん。

<委員>

済みません。ちょっと提案といいますか、お願いをしたいと思います。多分この後に資料3の点検・評価報告書のまた説明があって、意見交換があると思うんですけども、この県独自の、せっかくですので、教育の現状についてのところで、全国との割合は言いませんので、今度、例えばいじめの欄にスクールカウンセラーの利用度だとか、電話での相談内容だとかのもし数値がわかれば、ここのところに県独自の数値が挙げられるのが可能であれば。これはやっぱりいじめ等々のことに相談内容は欠かせないことだと思うので、できればここへつけていただけたらと思う。提案でございます。

<事務局>

資料につきましては、今日お配りしたもののほかに、さらに今後審議を深めていただく上で必要な項目については、お申しつけいただければ、いろいろ整理をしたり追記をしたりということをしていただきたいというふうに思っております。

<会長>

ありがとうございました。
少し時間が押しておりますので、先へ進めさせていただいてと思いますが。
委員さん、お願いします。

<委員>

済みません。簡単に。
特別支援教育の資料の9ページのところの数字のところなんですけれども、知的障がい、それから自閉症、情緒障がいのところの学級数が増えておりますけれども、これは通級学級も含まれているのでしょうか。

<事務局>

通級指導を受けている子どもの数は含まれておりません。これはあくまでも特別支援学級に在籍する子どもの数でございます。通級に入る子どもさんは、通常の学級の中で支援が必要なお子さんを取り出してやっている事業でございますので、数は入っておりません。

<委員>

ありがとうございます。私も去年まで市P連におりまして、ちょっと少し勉強させてもらったんですが、発達障がいの子どものさんが大変増えているということで、通級学級の指導をしておられる先生、とても手いっぱいということもあり、今後、そういうほうのケアというか、学級数を増やすとか、先生を増やすとかということは考えておられますでし

ようか。

<会長>

通級指導の拡大ということについてニーズがあるという御指摘です。多分今日のこの数字の中にはあらわれてない点もあろうと思いますので、その辺は今後データも出していただいて、また議論すればというふうに思いますが、それでよろしゅうございますか。

<委員>

実は、済みません。通級学校に通っておられたりとか、特別支援の学級が増えてて、私はまだ現場に、子育てをしている中なんですけれども、そういうことがいじめにつながったりということが大変多うございまして、また、子ども広場とか、学校が終わってからの子どもさんを見てもらっている教室なんかでも、指導委員をしておられる方がそういう子どもさんに対してどういうふうに対応していいかわからないというようなことも多々声を聞いております。どんどんどんどん増えるんですけども、忙しいばかりでなかなかそれに対応が追いついていないというのが、私、何か現場にいて、親としても戸惑ってしまう、子どもとしても戸惑ってしまうということが多々あります。

先日、病院の先生のほうのお話を聞くことがありまして、もしかして自分の子は発達障がいではないかというふうな心配を持っておられる親御さんがたくさんおられるんですけども、個人病院でも総合病院でも診察を受けるのに2カ月、3カ月待ちだということで、そういう診断がなかなか個人的にはできないということもあるそうです。

本当に日々そういう生活を送っておられる親御さんというのは心の中にすごく心配を持っておられまして、そういうほうの指導とか、また学校からの対応とかも明確にしていたらと、親としてもとても助かるかなというふうに思っております。済みません。ありがとうございました。

<会長>

ありがとうございました。

今年から障がいの国際的な診断基準も変わりましたし、それから学童クラブのあり方も大きく変わっていくと思いますので、次の10年の島根のビジョンの中ではそういった特別支援のあり方についていろんな連携が必要になっていくと思います。ありがとうございました。

皆さん方からも御指摘はあったんですが、今日出てきたこの数字、資料の2ですね。これはどちらかというと学校基本調査の一番上の数字のようなものですので、踏み込んでいくともっといろんな数字が出てくるということだと思います。今日出されたものは県全体で全国と比べて何%みたいなところですよ。それだけ見ても本当は教育成果が上がっているのか上がっていないのか、そのことはわからないですね。そういう意味では、施策の基礎となるような数字をもし挙げていくとしたら、もう少し踏み込んだ数字が必要かなというふうに思いました。

例えば進学のところでも、進学率だけが問題じゃなくて、例えば県内、県外、どこへ出ていっているのかなというふうなことも恐らく関係があると思いますし、それから逆に

ていった学生がどのぐらい帰ってきているのかということも、教育委員会所掌ではないかもしれないけど、全く無関係ではない。特にキャリア教育ということを考える上ではそういったUターン率みたいなことも大事なんじゃないかなというふうに思うところもあります。

いずれにしろ、今後、さまざまな施策を、ビジョンを立てていくときに、それはなぜなのかということの根拠となるような数字の出し方について、少しお考えいただけたらいいかなと思います。もう少し踏み込んで独自のインデックスを出していかないと議論ができないなということを思います。

そういう意味で、委員の皆さんから出てきた、例えば通級指導の中にどれぐらい支援が必要な子どもがいるのか、その子どもがどこに進んでいるのかといったようなこと、さまざまな、少し突っ込んで議論していただくために、その数値の提出を求められたら、事務局のほうでは十分準備ができると思いますので、そういう議論を深めていければというふうに思っております。

早速ですけれども、資料の3のところを使いまして、教育委員会の点検・評価報告書というところについて、この委員会からどういう意見が出たかというところを付して議会に御報告するという形になっておりますので、その役割が本日の委員会にはございますので、そこへ向かって進ませていただきたいと思いますと思っております。

この評価報告書の中では、大きな2がついているところに施策の1から6まで、大きく6個の施策が触れられておりまして、その点についてごらんいただくんですけれども、これは基本的には基本目標というのが2つあって、その基本目標2つに沿って1から3まで、4から6までというふうに2部に分かれて記載されているもので、本当は別々に御説明いただくのがいいんですけれども、今日は少し時間が押しているということもありまして、1から6まで通しで御説明いただいて、通しで議論いただくという形にさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、御説明をお願いいたします。

<事務局> (配付資料により説明)

<会長>

大量の資料を短時間でご説明いただき、大変申しわけありませんでした。

33ページのところに島根県総合教育審議会の意見ということで、本日皆様方からいただいた意見をここに書いた形で議会のほうに御報告いただくということになっておりますので、ここから先はそこに入れていく御意見について、時間は限られておりますけれども、よろしく願いいたします。いかがでございましょうか。どなたからでもどうぞ。

お願いします。委員さん。

<委員>

10ページの道徳教育のところに関して、質問といいますか、意見なんですけれども、ここに書いております形の分というのは、地域の規範とか、重要にしなければいけない振る舞いというのを子どもたちにできるだけ伝えていこうという形だと思って聞かせていた

できました。こういう道徳教育もとても重要だと思うんです。なんですけれども、その一方で、例えば道徳性とか社会性の発達段階のさまざまな研究なんかを踏まえると、例えばこういうのは、発達段階には個人差がありますけれども、低学年とか小学校の真ん中ぐらいまではこれが非常に有効であるかなと思うし、例えば中学校、高等学校でも学年の最初とかの段階でこういうことを教えていくということはとても大切だと思うし、子どもたちのアイデンティティーとか根っことか、ふるさと教育という点でとても重要だと思うんですが、その一方で、例えば話し合い型とか問題解決型とか対話型というような、そういうふうな形の道徳教育というのも今とても求められていますし、学習指導要領で知識基盤型社会を目指すということが一番最初に掲げられてますが、そういうところではさまざまな知識とか、自分たちの知識を組み合わせるさまざまな批判的な考え方を身につけていこうというのが大きな目標にもなっているので、県のこういう道徳教育のところにもそのような柱というか、もう一つあると望ましいのではないかなというふうに思っています。もう既にこういう実践をされているところもいっぱいあると思うんですけども、そういうのがこの中には見えないなと思ったので、そのことについて意見を言わせていただきました。以上です。

<会長>

事務局とやりとりをするとちょっと時間がなくなってしまうので、また書き込めるところがあったら随時書き込んで御報告いただくということでよろしいかと思っておりますので、御意見を承りたいと思います。

今のは、発達段階を踏まえて、より高次の道徳教育に、子どもたちが自分で考える道徳教育といったようなことも入れていけるんじゃないかという御意見でした。

いかがでしょうか。

委員さん、お願いします。

<委員>

済みません。10ページなんですけど、(3)の心の教育の推進とあります。これだけではなくて、本当に今、説明を受けましたところ、教育委員会さんのほうもいろんなことを本当に考えられて、いろいろやっておられると思います。私たちのNPO法人は、江津市なんですけど、江津市から委託をさせていただいて、江津市の本当に子育て支援の拠点としての子育てサポートセンターの仕事をしてるんですけど、そういったところで、もう本当にこれ共通することなんです。大事なことなんです。いろいろなところでこれに関する具体的な取り組みを私たちはしております。学校とはちょっとまた違います。私たちは小さな就学前の親子さんを対象にということではしておりますが、でも今はとにかく学校を、みんな連携をして、幼保ですね、それから小、中、高、連携していかなければいけない、こういう基本的な大事なことは全て通していかなければいけないというふうに考えまして、ちょっと御存じかなと思いますが、具体的な取り組みとしては、赤ちゃん登校日とか、コミュニケーション講座とか、いろいろそういうふうな具体的な取り組みをしております。県の方にもちょっと、教育委員会のほうにも時々御案内もしたり、いろんなところで関係者に御案内をしているんですけど、そういったところを少しずつ見ていただければいいかなと思

って、ちょっと希望なんですけど、御案内したとき、お忙しいとは思いますが、いろいろな具体的なことから始めていかないと、何ですか、大きく捉えて大事なことはそれで大事なんですけど、何か一歩ずつ地道にやっていかなければいけないんじゃないかなというふうに私たちは思って、いろいろな具体的な事業をしているところです。希望なんですけど、もしよろしかったら、皆さん、御案内をまたいたしますので、ぜひ見に来ていただければと、それがわかっていただけるのではないかと考えております。済みません。

<会長>

ありがとうございました。

今のは点検・評価報告書のどこかの部分についての御意見というわけではなく…。

<委員>

そうですね。済みません。余分な……。

<会長>

わかりました。ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

お願いします。委員さん。

<委員>

それぞれ各課での事業であり、評価であり、取り組みが書いてあるわけですけども、子どもたちトータルで見たときに、いじめの問題、不登校の問題、学力の格差の問題、あるいは学力でもいわゆるAB問題にあるような、そういう部分を各課ごとに評価するというのもまずは前提として必要なんですけども、それらがどういうふうに影響しているのか、どういうふうに相関関係があるのかというようなまとめをしていく必要があるんだろうなというふうに私は思っております。そういうふうにしたときに、キャリア教育がどうなのかとか、あるいは人権、みんなで学んでいこうとか、誰もが大切にされるような学級経営ができていいのかとか、学校であるのかとか、あるいは社会に貢献できるのか地域参加ができるような状況になっているのかとか、あるいは読書に力を入れているわけですけども、それがどういうふうに今後生かされていくのかとかいうような総合的に評価する部分がないと、ばらばらでこれはこうだったというだけではいけないんじゃないかなと。今後ビジョンをつくるときに必ずそういう部分が出てくると思うんですけども、そういった視点というのが必要じゃないかなというふうに私は思いました。

<会長>

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょう。

委員さん。

<委員>

この資料の24ページとか、それから15ページあたりについてということで、ちょっと感想を話させていただきますと、毎年毎年採用試験というのをやって、その志望動機とかいろいろ採用者の応募書類を読んでいくと、県外の大学に出た生徒さん等々は、地元に戻りたいとか、地元の風景であったり、それから人情であったり、それから地域とのかかわりであったりという、そこらあたりを非常に応募動機に書いてきます。なるほどそれはそうなんですけども、その中でもいろいろ入社試験やりまして採用する。採用するんですけども、最後にどうなってくるかというところ、15ページのところで話ありました、3年以内の離職というところが割と多くて、これは私どもの企業だけじゃなくて、ほかの企業の採用担当の方と話をしても、例えば5人採用したんだけど3人は3年以内にやめちゃったよとかという話が非常に多くて、じゃあなぜそうなのと聞くと、先ほどの資料2のところでもあったんですけども、学力のところの問題なんですけども、例えば文章が全然書けないとか、実はいろんなところで文章の試験はやってるんですけども、それは最低限のところの試験であって、じゃあ実際現場に投入したときに、もうちょっとたしかこの子は書けるはずだったんだけどもというところ、たしかそういうのをちょっとよくよく見てみると、いろんなところで、ネット系で勉強して、多分かなりそういうところで情報を入手してきたもので恐らく試験は通り抜けてしまったみたいなきっかけがあったりして、やっぱりそういうところでの我々とのミスマッチがあっても、我々企業のほうも、それから入社された本人さんも非常に不幸なことになってくるということがありますので、やはりそのあたりを、ミスマッチを少しでもなくすという意味では、インターンシップあたりでしっかりその辺をお互いに、どういう企業なのか、どういう仕事をやれるのか、その学生さんどうなのかというところを見ていきたいなというふうに思っておりますので、この辺のインターンシップの取り組み、我々企業のほうもしっかりやっていこうと思っておりますので、ぜひいろんなところで、経営者協会ですとかいろんな法人会等々でインターンシップという話もございますので、またそういうときにはぜひ声をかけていただければというふうに思います。そのあたりの強化策というところで、もしまとめの中に入るのであれば何か書き込んでいただければというふうに思います。

<会長>

キャリアの問題、学力とも関連づけてということで、大変おもしろい視点だと思いました。

ほかにいかがでしょうか。

では、委員さん、お願いします。

<委員>

失礼します。4点ほどということで、端的に申し上げます。全体的にちょっと見ておりました、さっきの特別支援も含めてですが、対策的な視点というか、処方的な書き方が多いので、そうした対策も大事ですが、例えば「予防」というような視点での取り組みというのがこれから必要になってくるのではないかと思います。対策も大事ですが、予防という視点での施策も書き込めたらと思っておりますし、今後必要になってくると思います。

それから、教職員の皆さんに対する研修というフレーズが結構多いですが、方針の徹底

という視点、例えば県でこう取り組むと決めたら、それに対して個別に、更なる方針への理解探求や指導徹底が必要だと思えます。学習時間についても難しそうな研修を行うよりも「勉強は1時間以上やらせることを徹底して下さい」と端的に言ったほうが多分もっと効果があるのではないかと思います。学習リーフレットを配ったり指導力向上の研修とかよりは、方針徹底ということ強化していくと、大きな力になっていくんじゃないかなと思ってます。

もう一つ気になるのが市町村との連携です。3点目は、市町村との連携が余り書き込んでない点です。私の立場から普段見ていると、どうしても県の教育委員会と市町村の教育委員会というのは何か、教職員の皆さんに対してそれぞれ個別に物をしゃべっているような感覚があって、やはりそろそろここら辺を融合して取り組まなければいけないのではないかなと思えます。とりわけ地域教育が大切だと書かれておりますが、地域教育を支援するときに、県から直接公民館にとか、県から直接自治体にみたいな施策が多くて、やっぱり市町村と連携しながら地区であるとか自治会とか、そういうことへの取り組みを推進していくようなことが必要じゃないかと思います。その意味で今後は市町村との連携による取り組みということをもう少し色濃く書かれてはいかがかなと思えます。

4点目ですが、施策のPRという点が大事です。私は実はふるまい向上委員もさせていただいており、主にPRを担当しています。ふるまい向上の活動については、委員さんがいらっしゃるTSKさんもPRに努めていらっしゃいますし、我々ケーブル協議会も県のケーブルテレビ全体にPRさせていただいており、地域みんなでとか県民みんなでやろうというような機運をつくる時にとても効果があります。教育施策は児童生徒の個別の問題もありPRできない側面の事業もありますけれど、基本的には我々はこういう教育ビジョンで向かっているという、ふるまい向上のようにPRできるような施策はやはり外に向かってPRしていくべきではないかと思います。また施策をPRしていくことで、その施策に対して責任も出てくるというような副次的効果も出てくると思えますので、施策の積極的PRという点も今後努めていってはどうかというのが4点目です。以上です。

<会長>

ありがとうございました。いずれも重要なご意見でした。

<委員>

まずもって、島根の教育で、さっきおっしゃったふるまい向上とか公民館の活動ですね、社会教育主事さんの皆さん方、非常に積極的にやっておられたり、そういった意味で、島根らしさが出ているということは評価したいと思います。

その上で、さっきの委員さんと同じなんですけども、やっぱり皆さん方それぞれの担当のところで一生懸命取り組んでいらっしゃるのわかるんですが、赤ちゃんのころから教育、例えば赤ちゃんがメールを操作するようなどころからもう始まっている。その親がメールをやる。ゲームをやる。そういう親に子どもが育てられているということがずっと来ているわけですね。それらがやっぱりいろんなところにひずみになってあらわれているんじゃないかと思います。そうすると、課とか教育委員会の枠を超えて、健康福祉とか、何かチーム何だかとかをつくられて、さっき委員長さんがおっしゃったように、メッセー

ジ性の高い、島根はこれをやるんだよというものを、大きな枠の中でそういうプロジェクトチームをつくられて何かを出されれば、これが本当の意味での島根の教育というのが、アピール性のあるものができるんじゃないかなと。一生懸命やっておられるのはわかるんですけども、幅広い大所高所からの、そういうような検討会をつくっていただけないかなという要望でございます。

<会長>

ありがとうございました。

委員さん、委員さん、よろしいですか。

委員さん、よろしければ。

<委員>

済みません。先ほど委員さんが言っておられたんですけども、この評価のところでお話しされてたことはここへつながってくると思うので、委員長さんがすごく上手にまとめておられましたけども、そのこともこのところへ載せていただければなど、データのことだとか、今の特別支援センターのことのいろんな、特別学級のことだとか、こういったことはすごく重要なことなので、このところへ載せていただけたらなど私自身も思いますので、よろしく願いをいたします。

<会長>

あらかじめ定めた数値目標ではない部分の成果についても数値が示せるならば示したほうがいいのではないかと御意見だったと思います。

時間が過ぎまして、私の進め方が大変まずくて、十分に御意見をいただくことができなくて、申しわけありませんでした。

私も、最後に二つばかり申し上げます。

一つは、委員さんもおっしゃったことなんですけど、この成果の報告書の総括の仕方について。それぞれ各論で終わっておりますので、何をしたかは書いてあるんですけども、結局それでどうなったのかということについてはわかりにくいところがあります。例えば同じ何%達成できても、地域によって多分濃淡があるはずなんです。県西部、県東部でこういう違いがありましたよということでもいいかもしれませんし、あるいは校種による違いがある。先ほど不登校の校種の話が出ましたが、校種別に違いがあるかもしれない。あるいは学校規模によって成果に違いが見られるかもしれない。その辺の成果ということをとータルのパーセンテージで出されることも必要ですが、もう少し分けて出したほうが、本当にどこで問題があるのかということが見えてくる可能性がありますので、そういった総括の仕方について少し工夫が必要かもしれませんねということを申し上げたいと思います。

2点目です。今回は基本目標を2つ立てて、6つの施策をつくり、それがどうだったかということを検討なされた結果ですが、次期のビジョンをつくる上で少し課題としてあえてここにはないものを挙げておきたいと思います。ここ10年間で教育をめぐる情勢が変わってきて、取り上げなければならないテーマが幾つかあったと思います。一つはグローバルの視点ですね。グローバル教育の視点をどうするのかということについて、今回はあま

り積極的な記述が見られませんでした。県としてはそれも進めておられるはずですので、今後は必要な視点に入れた方がいいかもしれません。

もう一つは、さっき委員さんがおっしゃいましたが、知識基盤型の社会への対応ということですね。学力というふうに言ってもいいけど、もう少し大きな意味で、学びというものについて、学びの意欲を向上させるとか、主体的な学びを促進するといったようなことについて、学校教育は学びということを中心にやはり展開していく必要があるんじゃないかということが2点目。

それからもう一つは、島根県が特段弱いとも言われているIT教育ですね。この部分についての書き込みが、今はしにくいんだと思いますけども、やっておられることだと思いますので、ぜひそういったことを今後は取り上げていくべきかなというふうに感じました。

以上で一応3番目の議題について議論をさせていただいたということですのでよろしいかと思えます。

そうしましたら、時間も少し過ぎておりますので、この辺で事務局にお返しをしたいと思います。

<事務局>

ありがとうございます。

2点ほどございます。

1点目は、本日の議事録についてでございます。事務局で作成いたしまして、後日、委員の皆様方にお送りいたしますので、御確認いただきたいと思えます。その上で、委員さんの個人名は掲載しないということで、県教育委員会のホームページに公開したいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

2点目は、今後の日程についてでございます。第2回の会議は、10月の中旬から下旬を考えております。別途日程調整はさせていただきますけれども、そこら辺で考えているということでございます。年度内にあと数回開催をお願いしたいというふうに考えておりますけれども、これにつきましても別途また御連絡をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

<会長>

ありがとうございました。

ビジョンの策定自体は一応年度の中でというふうにお考えですか。

<事務局>

はい。一応目標はそのあたりを考えて現在おるところでございます。

<会長>

当然このビジョンが今年度でおしまいになりますので、次が出てないとまずいということですね。

そうしましたら、大変不手際で申しわけございませんでしたが、本日、おかげさまをもちまして、時間少し過ぎて、十分な審議ができたかというふうに思っております。私の役

目、これで終わらせていただきまして、第1回の審議会について、これで終了にしたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。